

不利益処分

処 分 名	改良住宅の家賃変更の決定
根 拠 法 令	奄美市営住宅管理条例51条
所 管 課	建築住宅課

1 処分基準

(1) 処分の内容

改良住宅の家賃を変更する。

(2) 処分の要件

次のいずれかに該当したとき。

ア 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があるとき。

イ 公営住宅相互の間における家賃の均衡上必要があると認めるとき。

ウ 市営住宅について改良を施したとき。